

定 款

制 定：平成 27 年 7 月 4 日付 そらまめの会総会議決
一部改正：平成 30 年 6 月 30 日付 第 4 回定期総会議決

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会の団体名は「そらまめの会」(以下「会」という。)という。

2 この会の英文名は、Association of SORAMAME (Association of kidney cancer) とする。

(事務所)

第 2 条 この会は、東京都杉並区高円寺南一丁目 2 0 番 2 0 号に事務局を置く。

(目 的)

第 3 条 この会は、腎細胞がん及び腎盂がん(以下、「腎がん」という)に罹患した本人及び家族の相互理解、情報交換、社会的啓発等の実現に寄与することを理念とし、交流会、関係学会への出席、国・地方公共団体及び関連企業との相互協力、要請活動を行うことを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この会は、第 3 条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 交流会及び情報交換会
- (2) 講演会
- (3) 交流・情報交換、情報発信の場としてのホームページ運営
- (4) 関係機関への要請、連携
- (5) 社会的啓発
- (6) 他の患者会等との交流
- (7) その他(1)～(6)までの活動に付帯する事項

(活動に係わる事業)

第 5 条 この会は、第 3 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員その他、当会の活動に賛同する者の情報交換を行うための交流会の実施
- (2) 腎がんに対する有益な講演の企画、催事等の実施
- (3) 腎がん患者及びその家族の情報交換、情報収集の助力となる HP の運営
- (4) 国(外国政府を含む)、都道府県及び市区町村へのがんに関連する要請行動、相互協力依頼等に関する活動
- (5) 諸外国等の腎がんに関する団体との交流、意見交換及び情報交換の実施

- (6) 他のがん患者会との情報交換及び交流会の実施
- (7) 腎がん等に関する医療関係団体及び医療機関との連携
- (8) その他第3条の目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この会の会員は、次の通りとし、正会員をもって法上の会員とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人で、腎がんのり患経験者及びその二親等以内（姻族を含む）の家族で総会における議決権を有する者

なお、正会員は名誉会員と重複することができる。

- (2) 家族会員 この会の目的に賛同して入会した正会員、名誉会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）の二親等（姻族を含む）以内の家族で、総会における議決権を有しない者

- (3) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有しない者

- (4) 団体会員 この会の目的に賛同して入会した団体で、総会における議決権を有しない者

- (5) 特別会員 この会の会員を1年以上継続し腎がん等により逝去した会員は、本人又は遺族等の意志により特別会員になることができる。

- 2 この会の設立に顕著に功績のあった者又は会の運営に顕著に功績があり1年以上会員であった者で理事会により認められた者については、理事会の推薦によって総会の議決を経て名誉会員として永久に会員とすることができる。

なお、名誉会員のみは総会における議決権を有しない。

- 3 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入 会)

第7条 この会の会員になろうとするものは、ホームページ上からのユーザー登録又は様式第1号に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、前項の申込者がこの会の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。

- 3 代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

- 4 家族会員は、正会員等の資格を取得した時点で自動的に会員資格を得る。

- 5 正会員の入会申し込みによって、腎がんのり患経験者が議決権ベースで過半を下回る場合は、入会を保留する。

(会費及び参加費)

第8条 会員は、本条に定める会費を毎年納入しなければならない。

- 2 会費の額は、年額500円とする。

- 3 交流会の参加費については、実費とする。

- 4 情報交換会及び食事会の参加費については、実費とする。

- 5 正会員等が会費を納付している場合、家族会員の会費は徴収しない。
- 6 会費は、その年度の最初に参加した情報交換会、食事会の参加費に上乗せして徴収する。
なお、会員としての地位の保持を希望する場合は、情報交換会、食事会の参加の如何に関わらず会費の納入をすることができる。
- 7 1年を通じて参加しなかった場合は会費の納入義務を負わない。

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、ホームページ上のユーザー登録の削除又は、様式第2号に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。
 - (1) 1年以上にわたって生死が不明な場合
 - (2) 団体会員で、団体が解散したとき
 - (3) 会費を正当な理由なく納入しないとき
- 3 特別会員については、遺族の代表者1名の届出により退会することができる。
- 4 正会員等が退会した場合は、家族会員についても自動退会となる。

(除名、資格停止及び議決権停止)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- 2 除名の提案は、正会員等であればだれでも総会で提案することができる。
 - (1) この会の名誉を著しく傷つけるか、またはこの会の目的に反する行為をしたとき
 - (2) この会の定款または規定に違反したとき
 - (3) 他の会員の医療等に当該会員が望んでいないにも関わらず干渉したとき
 - (4) 他の会員の健康を明らかに害する行動、活動をおこなったとき
 - (5) 特定の医療機関又は医師を医学的根拠に基づかず恒常的に批判していることが判明したとき
 - (6) 医療過誤による訴訟において、会で配布された資料又はHP上の情報を引用していることが判明したとき
- 3 除名後は、総会で出席者の過半の同意が得られない場合、5年間入会申請ができない。
- 4 緊急に除名する必要がある場合は、筆頭理事5名以上の賛成により次回総会まで会員資格を停止することができる。
- 5 2年以上会費を納めない者は、自動的に議決権が停止し、内部資料等の配信も受けられなくなる。

(提出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他寄付等の提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第12条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 筆頭理事 2名～7名(うち1名は代表代行を兼務する)
- (3) 理事 10名以上20名以内(代表理事、筆頭理事を含む)
- (4) 監事 2名以上3名以内

2 代表理事は、筆頭理事及び理事の中から総会の議決を経て選出する。

(選任等)

第13条 役員は、正会員の中から総会の議決により選任する。

2 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために役員を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。

3 代表理事及び筆頭理事は理事会において互選する。

4 監事は、理事と兼ねることはできない。

(職務)

第14条 代表理事は、この会を代表し、その業務を総括する。

2 筆頭理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときには、筆頭理事中からあらかじめ決められた代表代行がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいて、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この会の財産の状況を監査すること
- (3) 理事の業務執行またはこの会の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第15条 役員任期は、1年とし、7月1日から翌年6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、所定の任期の残任期間とする。

3 欠員の補充については、第12条第1項に定める最少の役員数を欠くときに限り補充する。

4 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第12条第1項に定める最少の役員数を欠くときには、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとする。

5 代表理事は、理事としての任期満了の場合においても、理事として再任されたときまたは第14条第3項により理事としての任にあるものとされるときは、後任の代表理事が就任するまで、なおその任にあるものとする。筆頭理事（代表代行）の場合も同様とする。

（解 任）

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 会員でなくなったとき

（報 酬）

第17条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、消耗品費、旅費等の実額に対し費用を弁償することができる。

第4章 会 議

（種 別）

第18条 会議は、総会および理事会とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成及びその傍聴）

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会の傍聴については、第6条第1項に定める会員であれば、何人でも傍聴できる。

（総会の機能）

第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算ならびにその変更
- (2) 事業報告および決算
- (3) その他理事会が必要と認める重要な事項

（総会の開催）

第21条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監事が請求したとき

(総会の招集)

第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、代表理事が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。ただし、第21条第2項第2号および第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における正会員の議決権は、1会員1票とする。

3 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の書面表決等)

第25条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、第24条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議長は、総会の議事について議事要旨を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録には、議長および出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この会の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、年1回以上必要なときに開催する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事のうち10名以上の出席をもって成立する。

2 理事のうち2名以上から請求があった場合は、請求のあった当該理事会は過半数を定足数とする。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第33条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の書面表決等)

第35条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、第31条および第33条の規定の適用については出席したもののみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議長は、理事会の議事について議事要旨を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録には、議長および出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第5章 業務の分担

(各担当)

第37条 この会は、業務企画の推進のために、次の担当を置く。

(1) 交流会・講演企画担当

- (2) 情報交換会担当
- (3) 記録担当
- (4) 渉外担当
- (5) 会計担当
- (6) 西日本地区担当
- (7) 中部地区担当

第6章 事務局

(設置および事務局員の任免)

第38条 この会に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局員を若干名置く。
- 3 事務局員は、代表理事が任免する。

(組織および運営)

第39条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この会の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第42条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第44条 この会の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、代表理事が作成し、通常総会

の議決を経なければならない。

2 この会の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画および予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

3 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画書および活動予算書の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会はその後最初に開催する総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告および決算)

第45条 この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書に関する書類は、代表理事が事業終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会で承認を得なければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て変更できる。

2 第8条第2項の会費については、代表理事が定款で定める額の2倍を超えない範囲で代表理事が変更することができる。

3 前項の変更については、変更後に開かれる直近の総会において議決を経なければならないが、議決が得られない場合は、総会後は会費を定款に定める額とし、1年間は前項の変更ができない。

第9章 解散および合併

(解 散)

第47条 この会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする腎がんに係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 官公署による解散勧告又は解散命令
- (7) 腎がんが簡単に治すことができる病になったとき

2 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。

(残余財産の帰属先)

第48条 この会が解散のときに有する財産は、この会と同種の目的を有する、公共団体、団体、医療機関等寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第49条 この会と他の団体との合併は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決による。

第10章 雑 則

(委 任)

第50条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第51条 日常的な会の運営については、代表理事及び筆頭理事の協議の上運営する。

附則

この附則は2015年7月4日から施行する。

- 1 この定款は、総会の議決した日（以下「設立日」という）から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員および役職は、第13条第1項および第3項の規定にかかわらず、別表1に掲げるものとする。役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立日から2016年6月30日までとする。(HP上に公開する役員名簿は名簿の性格上、仮称とし原本は代表理事にて保管する)
- 3 この会の設立年度の事業計画および収支予算は、第20条第1項第1号および第44条第1項の規定にかかわらず、設立総会において決定する。
- 4 この会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、設立日から2015年3月31日までとする。

附則 平成30年6月30日 第4回定期総会議決

第8条の改正については、平成31年4月1日から適用する。

別表 1 設立当初の役員

略

様式第1号

入 会 届

そらまめの会への入会を希望するので、承認ねがいます。

なお、入会後は代表理事にてホームページにユーザー登録することにも同意します。

氏 名

ハンドルネーム

電話番号（任意）

メールアドレス

住所（任意）

年 月 日

自署

様式第2号

退 会 届

そらまめの会からの退会を希望するので、承認ねがいます。

氏 名

ハンドルネーム

メールアドレス

- 1 退会後は、そらまめの会の会員であったことを以て活動しないことを誓約します。
- 2 なお、退会後は代表理事にてホームページにユーザー登録を削除することにも同意します。
- 3 家族会員も同時にその資格を失うことを承知します。

年 月 日

自署